



国際協力とNGO

外務省と日本のNGOのパートナーシップ





民間援助連携室長のあいさつ

外務省にとって、日本のNGOは、国際協力において日本の顔の見える援助を行う上での不可欠なパートナーであり、とりわけ近年にかけてはNGOとの連携を大幅に強化しています。国際協力における市民社会の代表格であるNGOとの緊密な連携を通じて、幅広い国民参加による国際協力の実現及びODAの効果的・効率的な実施を目指しており、それに向けて、NGOの皆様と協力して参りたいと考えております。

今般、NGOとの連携の内容を冊子にまとめました。NGO関係者はもとより、国際協力に関心をお持ちの方にもご高覧いただければ幸いです。

民間援助連携室長 江原 功雄

民間援助連携室の紹介

外務省には、国際協力の分野で活躍する日本のNGOとの連携を所管する民間援助連携室が置かれています。民間援助連携室は、日本の国際協力に携わるNGOの知見や専門性等を活かした質の高い国際協力活動に資金面で協力するほか、NGOの活動環境の整備を支援し、NGOとの定期的な対話の場を設ける等の取組を行っています。こうした取組によって、日本のNGOによる日本の顔の見える援助を推進するとともに、幅広い国民参加によるODAが実現することを目指しています。

国際協力と NGO | 目次

3 ■ 1 国際協力と NGO

5 ■ 2 NGO に対する資金協力

1. 日本 NGO 連携無償資金協力
2. ジャパン・プラットフォームを通じた緊急人道支援事業
3. NGO 事業補助金
4. JICA 草の根技術協力
5. その他

15 ■ 3 NGO に対する活動環境整備支援事業

1. NGO 相談員
2. NGO インターン・プログラム
3. NGO 海外スタディ・プログラム
4. NGO 研究会
5. JICA による支援事業

18 ■ 4 NGO との対話

1. NGO・外務省定期協議会
2. NGO・在外 ODA 協議会
3. NGO-JICA 協議会
4. その他の連携

20 ■ 5 日本 NGO 連携無償資金協力活動紹介

- アジア | ベトナム／ミャンマー／フィリピン／ラオス／東ティモール／パキスタン
 - アフリカ | ケニア／マラウイ
 - 中東 | イラク／パレスチナ自治区／アフガニスタン
 - 中南米 | ハイチ
-

1 国際協力とNGO

国際協力 NGO とは？

NGOとは Non-Governmental Organization（非政府組織）の略称で、もともとは国連の場において、政府以外の関係組織を示すのに使われていた言葉が広まったものです。最近ではNGOという言葉は、開発、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の問題に自発的に取り組む非政府・非営利組織を指す場合に使われています。

現在、国際協力活動に取り組んでいる日本のNGOの数は、400団体以上あると言われています。日本の国際協力NGOは1960年代より徐々に誕生し、70年代の終わりから80年代初頭にかけて、インドシナ難民への支援を契機に活動を活発化させました。90年代においては、国際的な問題への市民の関心の高まりと共に団体数も飛躍的に増加しました。更に、最近では、アフガニスタン、スーダン、ハイチ、スリランカ、パキスタン等における紛争や、大規模自然災害に対応する緊急人道支援へのNGOの参加が国際的な注目を集めるなど着実な成長を遂げています。

なぜ政府とNGOが連携するの？

NGOは国際協力において各々の目的意識に基づき、自発的に活動しており、開発途上国で困窮している住民を手助けすることについて知見を持っています。政府中心の援助では対応が困難な草の根レベルのニーズをよく把握し、すぐに行動を起こし、きめの細かい支援の手を差し伸べることができます。また、活動資金も寄付金等NGOの活動目的に賛同した人々からの善意である場合や公的資金の場合もあり、いわば、日本の「顔の見える援助」の代表格です。

人間の安全保障とNGO

「人間の安全保障」とは、人間一人ひとりに着目し、貧困・自然災害等あらゆる脅威からの人々の保護と、自らの可能性を実現するための個人及びコミュニティの能力強化を行うことを通じて、人々の生存、生活、尊厳を守ることを目指す概念です。日本は人間の安全保障を外交の柱の一つと位置づけ、その実現に向けて積極的に取り組んでいます。人間の安全保障はあらゆる主体が参加する参加型アプローチを重視しており、NGOが援助の対象者一人ひとりの自立を支援することを目的として行う活動はまさに人間の安全保障の実践と言えます。

外務省とNGOはどうやって連携しているの？

外務省は、国際協力に対する国民の理解と支援を得る上で、また、政府開発援助（ODA）の有効性を高める上で、NGOと積極的に協力しています。この外務省とNGOのパートナーシップには大別して「資金協力」、「活動環境整備」、「対話」の3種類があります。「資金協力」は、日本のNGOが海外での事業などの活動の際に必要とする資金を提供するものです。「活動環境整備」は、NGOの能力強化のための協力を行うことです。「対話」は、ODA政策やNGOとの連携策について、NGOの意見を聞き、政策に反映することです。



国際連合 と NGO

国連憲章第71条は、「経済社会理事会は、その権限内にある事項に関係のある民間団体（non-governmental organizations）と協議するために、適当な取極を行うことができる」と定めています。これを受けて、国連経済社会理事会（経社理）との協議資格を有するNGOは、経社理の会合への出席や国連事務局との協議を通じ、国連の活動に広く貢献しています。NGOが国連の協議資格を得るための資格、権利、手続き等は経社理決議1996/31に規定されています。協議資格を申請したNGOは、経社理NGO委員会で審査され、協議資格（総合、特殊及びロスターのうち一つ）を与えられます。

国連の広報分野では、国連事務局広報局（DPI）が、国連の活動に関連した広報を行うことができるNGOと提携関係を結んでいます。DPIは、提携資格を取得したNGOに対して、定期的に説明会を行い、また、NGOと協力して国連職員、学識経験者、メディア関係者等が集うDPI/NGO年次会合を開催し、地球規模の諸問題について意見交換を行っています。（本欄についての詳細は、国際連合広報センターのホームページをご覧ください。）

国連の環境問題への取り組み

2002年のヨハネスブルグ・サミットにおいて我が国は、国内のNGOの提言を受けて「国連持続可能な開発のための教育の10年（UNDESD）」を提案しました。国連総会決議を経て、2005年1月からUNDESDが開始されました。2012年6月に開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）に向けた成果文書へのインプットや成果文書交渉において、外務省は環境省とともに、NGOを含む多様なステークホルダーにより設立されたりリオ+20国内準備委員会と積極的に連携しました。

国連改革とパブリックフォーラム

開発、人権、平和構築、軍縮等を主なテーマとして国連改革に関する現状と課題に関して情報共有を行うとともに、今後、我が国が国際社会の責任ある一員として如何なる役割を果たしていくべきかにつき、NGOと外務省の共催により、国際機関関係者や研究者も参加する形で意見交換を行っています。

国際社会 と NGO

軍縮分野でのNGOとの協力

我が国は対人地雷やクラスター弾を含む不発弾、小型武器などの通常兵器の問題に積極的に取り組むとともに、日本のNGOとの間においても政府の取り組みに関する意見交換などを行っています。また、ラオス、カンボジア、アンゴラなどの地雷・不発弾被害国で活動する日本のNGOに対し、日本NGO連携無償資金協力を通じて支援しています。

国際機関、条約交渉への参加

これまで外務省では国連総会第3委員会に日本政府代表顧問として国内の女性NGOの代表を派遣し続けているほか、障害者権利条約（仮称）の交渉においては、障害者NGO代表を政府代表団顧問に委嘱しました。

? 今後の課題

長い歴史と確立した組織基盤に支えられ、豊富な知見を有する欧米諸国のNGOと比較すると、我が国のNGOの国際協力活動は、まだまだ拡充・強化されるべき余地が大きいと考えられます。また、日本のNGOと開発途上国の現地NGOとの連携、日本のNGOの間の連携、財界等他の民間組織との連携も今後一層強化する必要があります。また、政府の支援のみに頼らない独自の活動を展開するためには、ファンドレイジング（自己資金調達）の強化、アカウンタビリティ（説明責任）の確保等の健全な財政運営が重要となります。



トルコ南部におけるシリア難民支援
難民を助ける会/JPF [トルコ]

web

外務省 ODA



外務省【ODA ホームページ】<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>
「国際協力とNGO」にて詳しくNGOとの活動を紹介しています。

2 NGOに対する資金協力

1 日本NGO連携無償資金協力

日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に政府資金を提供する制度です。

申請団体は、日本において特定非営利活動法人、公益法人または一般社団／財団法人として登記されており、団体の本部が日本に所在している必要があります。任意団体の期間も含め、団体としての活動実績が2年以上あり、国際協力活動の実施を団体の主要な設立目的とし、営利活動を目的としていないことなどの条件もあります。

2002年度の開始から着実に拡大を遂げ、2012年度（平成24年度）においては、32か国・1地域、45団体に対し、総額約35億円（92件）の資金協力を行いました。

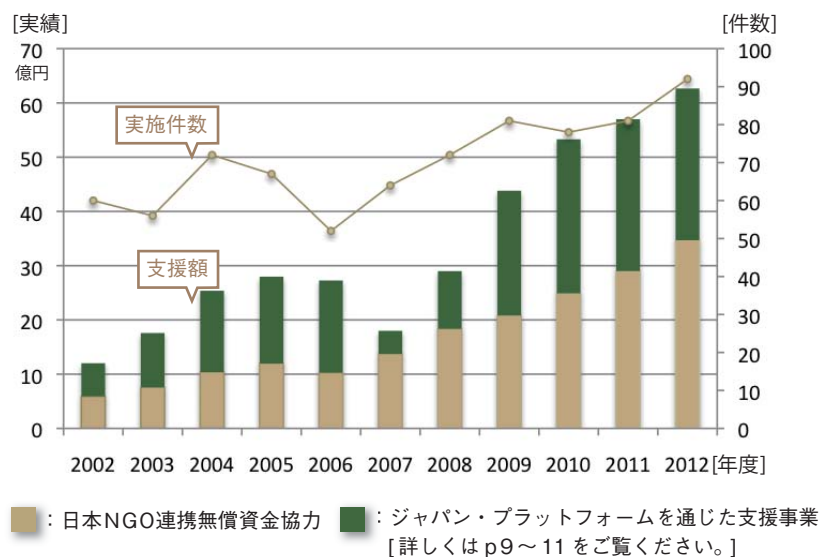


公的保健医療スタッフ（左）の診療を通して関係づくりをサポート

AMDA 社会開発機構 [ミャンマー]

🔍 日本NGO連携無償資金協力の実績

日本NGO連携無償資金協力は、それまでの草の根無償資金協力（現在の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」）から独立するかたちで2002年に設立された制度です。開始から10年経過した2012年度には、下のグラフのように、開始当時の資金供与実績（約6億円）から約6倍に増加しています。



【日本NGO連携無償資金協力実績一覧】

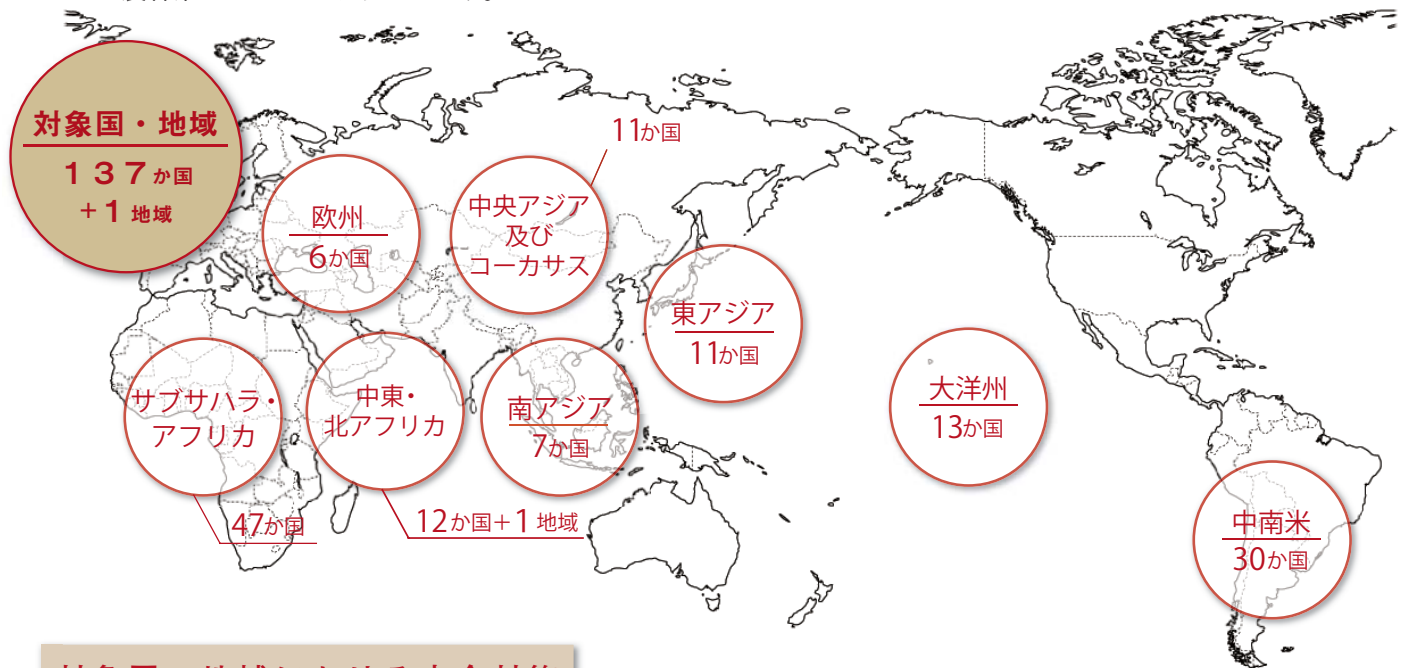
web

▶ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/jngo_i.html

2013年度までの実績と報告書を公開しています。随時更新されますので是非チェックしてください。

② どの国で実施しているの？

2012年度(平成24年度)における主な活動地域は、アジア(東アジア及び南アジア)地域約52%に続き、サブサハラ・アフリカ及び中東・北アフリカが各々20%、その他は中南米、欧州、大洋州、中央アジア及びコーカサス地域です。また、活動分野としては、医療・保健が約32%、教育・人づくりが約31%、地雷が約13%、農林業が10%となっています。



対象国・地域における安全対策

日本NGO連携無償資金協力の支援対象となる国・地域は上記の137か国1地域です(2013年度)。ただし、これらの国・地域であっても、事業予定国・地域でのNGO活動が現地政府に認められない場合や、「外務省海外安全ホームページ」において「退避勧告」等が発出されている場合には、承認できない場合があります。

また、NGO活動に携わる一人ひとりが、活動に伴う危険を十分に認識するため、活動地域の治安状況を把握しておく必要があります。そのために「外務省海外安全ホームページ」を常日頃からチェックすることをお勧めしています。更に、活動地域を管轄する大使館、総領事館、並びに日本のご家族に自己の活動場所を知らせておくこともお勧めしています。



展示農場における研修
パレスチナ子どものキャンペーン
[パレスチナ自治区]



就学率が向上した女子小学校
国境なき子どもたち[パキスタン]



保健推進イベントにて歯磨き指導
ADRA Japan [パラグアイ]

2 NGOに対する資金協力 ①日本NGO連携無償資金協力

制度概要

■支援対象となるNGO

対象となるNGOは、本部が日本国内に所在し、かつ法人登記されている日本のNGO（特定非営利活動法人、公益法人、一般社団／財団法人）であること、国際協力活動を行うことが主要な設立目的の一つであり、任意団体の期間も含めて2年以上の活動実績があること、累積赤字等の財政上の不安定要因を抱えていないこと、政治的・宗教的活動を行うことを目的とする団体でないこと、などが条件となります。

■支援対象となる経費

現地における資機材購入費、ワークショップ開催費、専門家派遣費、現地スタッフ人件費、現地事務所借料、通信費、事務用品購入費、外部監査費等、並びに日本における本部スタッフ人件費、通信費、事務用品購入費等です。なお、資機材・役務の単価が3万円相当以上のものは3者見積もり（外部監査経費を除く）が必要です。

！申請から事業終了までの流れ

申請書の提出

↓ 詳しくは「申請の手引き」へ。

外務省・在外公館・外部機関による審査

↓

外務省による最終審査

↓

承認後、贈与契約の締結

↓

基本的に在外公館と申請団体間で締結。

事業の開始・資金の支払い

↓

中間報告書の提出

↓

事業終了後、完了報告書の提出

↓

残余金が発生した場合は返納。

在外公館等によるモニタリング

■支援対象事業としての主な要件

申請団体である日本のNGOが自ら主体的に行う事業であること（資金調達・提供のみであるような事業は支援対象外）、現地のニーズに沿った事業内容であり、事業地の社会経済開発に役立つと認められること（緊急人道支援を除く一時的な物資の配布は持続発展性が認められないので原則として支援対象外）、地域住民等の事業参加が確保され、自助努力による自立を促すこと等を通じて事業の成果が持続する内容であること、などです。

なお、高等教育機関や研究所に対する支援、文化・芸術・スポーツの振興支援、既存の施設の維持管理・運営支援などは支援の対象外です。

■事業開始後の提出書類

中間報告、事業完了報告の提出をお願いしています。事業完了報告については、事業終了後、申請団体が各種会計関係書類を外部監査法人等に提出して外部監査を受けた上で提出して頂きます。

■事後状況調査

在外公館において、事業終了後3～4年後を目処に事後状況調査を行います。改善すべき点がある場合には、申請団体に対処して頂きます。なお、申請団体においては、事業終了後、事業の持続発展性の観点からも適宜フォローアップをする必要があります。

！NGOと連携した国際協力の推進

「国際協力重点課題」（以下、「重点課題」）に該当する事業の場合、通常の日本NGO連携無償資金協力事業の要件を基本として、優遇措置を適用した申請をすることが可能です。重点課題事業の対象となる国・地域、事業、対象となる団体、優遇措置の内容については、「ODAホームページ」の「国際協力とNGO」、「日本NGO連携無償資金協力申請の手引き」でご確認下さい。

web

【日本NGO連携無償資金協力～申請の手引き（実施要領）】

▶ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/musho_yoko25/index.html

平成25年度（2013年度）版が掲載されていますのでご覧下さい。
ただし、毎年度見直しが行われますので、申請年度の「申請の手引き」でご確認下さい。

支援対象となる事業 [平成25年度]

開発協力事業	日本NGO連携無償資金協力による基本的な事業（他の事業の種類に当てはまらないものは開発協力事業）。 ◆供与限度額：5,000万円 ◆事業期間：12か月以内
NGO パートナシップ事業	日本のNGOが日本国内外の他のNGOと連携・協働し、開発協力事業を行うもの。複数のNGOの中で最も多くの資金を受け取る日本のNGOが、主契約団体として在外公館（または外務省）との間で贈与契約を締結。 ◆供与限度額：5,000万円 ◆事業期間：12か月以内 ※主契約団体がパートナー団体間の調整・問題解決及び法的責任を負います。
リサイクル物資輸送事業	日本の地方自治体や医療機関、教育機関などが提供する優良な中古物資等（注1）を開発途上国において日本のNGOが責任を持って受け取り（注2）、事業実施国のNGOや地方公共団体等に配付・贈与するまでの事業について、その輸送費等を供与するもの。 ◆供与限度額：1,000万円 ◆事業期間：12か月以内 （注1）消防車、救急車、病院用ベッド、車椅子、学校用机・椅子等の耐久消費財が対象で、食料、古着、文房具などの消耗品や個人の所有物となる物資は対象外です。 （注2）受け取り団体がその国のNGOや地方自治体等である場合には、日本の在外公館で扱う「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を活用下さい。
緊急人道支援事業	海外で発生する大規模な紛争や自然災害に伴う難民・避難民、被災者に対し、紛争や自然災害等の現場で支援活動を展開した実績を有する日本のNGOが行う緊急人道支援または被災地の復旧・復興支援として実施する事業に資金協力を行うもの。 ◆供与限度額：1億円 ◆事業期間：6か月以内 ※ただし、緊急人道支援活動として継続が必要と認められる場合には例外として12か月間までの事業期間を認める場合があります。
地雷関係事業	日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷・不発弾回避教育といった地雷・不発弾関連の活動について資金面の協力を行うもの。 ◆供与限度額：1億円 ◆事業期間：12か月以内
マイクロクレジット原資事業	民間銀行等の融資対象と見なされない貧困層の生産手段の確保・拡充等のため、現地でマイクロクレジット事業の実績を有する日本のNGOが実施するマイクロクレジット事業の原資となる資金を提供するもの。 ◆供与限度額：2,000万円 ◆事業期間：12か月以内 ※ただし、申請にあたっては、様々な要件があります。
平和構築事業	日本のNGOが主に紛争後の国・地域において行う平和構築事業に対して資金協力を行うもの（元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰や和解、相互信頼醸成事業等）。 ◆供与限度額：5,000万円 ◆事業期間：12か月以内 ※地雷除去や難民・避難民支援等は平和構築事業ではなく、それぞれ地雷関係事業、緊急人道支援として扱います。

※申請団体のN連供与資金を除く年間総収入実績（過去2年間の年間平均）を大きく超える資金協力は原則として行いません。

※初めて申請する団体に対しては、原則として公的資金（政府関係機関からの収入含む）を除いた年間総収入実績（過去2年間の年間平均）を大幅に超える資金協力は行わず、また、初年度の供与案件数は事業対象国・事業分類を問わず1件を限度とします。

2 NGOに対する資金協力

2 ジャパン・プラットフォームを通じた緊急人道支援事業

ジャパン・プラットフォームは、NGO、経済界、政府の三者が協力、連携して難民発生時・自然災害時等の緊急人道支援をより効果的かつ迅速に行うためのシステムです。政府（外務省）は事前に資金供与を行い、緊急人道支援の実施の決定は、ジャパン・プラットフォーム理事会の委任を受けた常任委員会（NGO、経済界、政府、有識者などの代表者により構成）が決定します。2012年度は、アジア、中東、アフリカ、中南米等20か国および国内において実施された180事業中、政府資金により68事業が実施されました。主な活動は、緊急人道支援物資の配布や教育、水・衛生分野における活動です。



南スーダン中央エクアトリア州における水・衛生支援
ジェン/JPF [南スーダン]

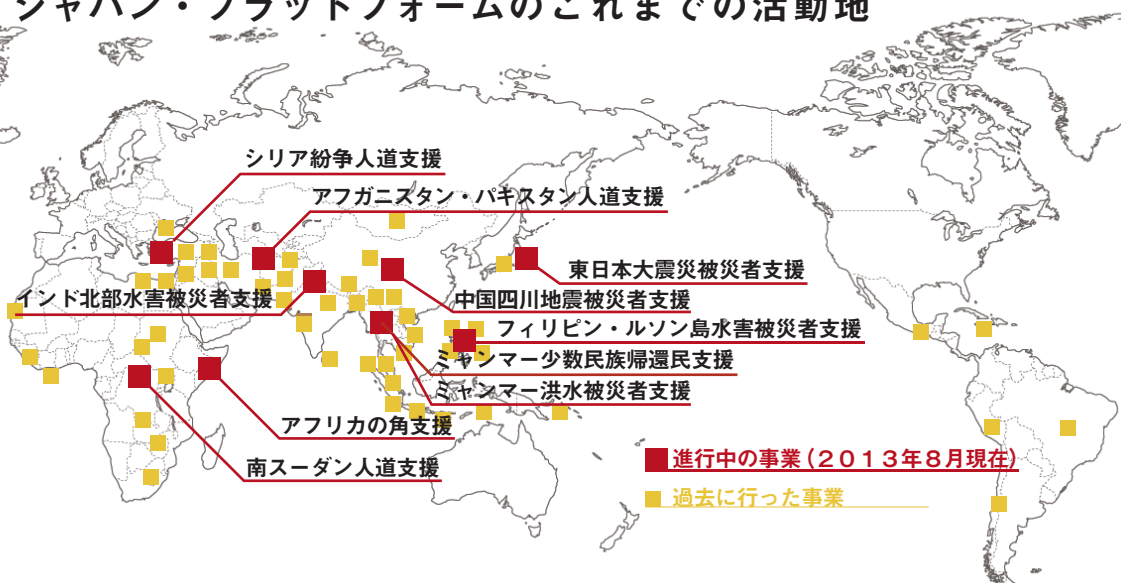


ジャパン・プラットフォーム加盟 NGO（2013年10月現在）

(特活) AAR Japan [難民を助ける会]	(特活) IVY	(公社) 日本国際民間協力会
(特活) ADRA Japan	(特活) JADE-緊急開発支援機構	(特活) ONE ASIA
(特活) ブリッジ エーシア ジャパン	(公社) アジア協会アジア友の会	(特活) オペレーション・ブレスリング・ジャパン
(特活) BHNテレコム支援協議会	(特活) 難民支援協会	(特活) パルシック
(公財) ケア・インターナショナル ジャパン	(特活) 日本救援行動センター	(公財) プラン・ジャパン
(特活) パレスチナ子どものキャンペーン	(特活) 日本紛争予防センター	(特活) ピースウィンズ・ジャパン
(公社) Civic Force	(特活) 日本チェルノブイリ連帯基金	(特活) 日本リザルト
(特活) CWS Japan	(特活) ジェン	(公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
(特活) 国境なき技師団	(公財) ジョイセフ	(特活) SEEDS Asia
(特活) グッドネーバーズ・ジャパン	(特活) 日本レスキュー協会	(特活) SNS国際防災支援センター
(特活) ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン	(認可法人) 日本赤十字社	(公社) シャンティ国際ボランティア会
(特活) ホープ・インターナショナル開発機構	(特活) 国境なき子どもたち	(特活) タイ日教育開発
(特活) 災害人道医療支援会	(特活) ミレニアム・プロミス・ジャパン	(特活) ワールド・ビジョン・ジャパン
(特活) ICA文化事業協会	(公社) 日本ユネスコ協会連盟	



ジャパン・プラットフォームのこれまでの活動地



！ 新規の災害対応の流れ

ジャパン・プラットフォームは災害発生から出動まで即日で行うことが可能な体制を整備しています。



政府資金による協力の実施状況

設立からこれまでに849件（2013年4月現在）の事業が政府資金により行われました。例えば内戦終了後、難民・国内避難民の帰還が始まった南スーダン、長年の紛争地域であるアフガニスタンやパキスタン、過去60年で最悪と言われる干ばつに苦しむアフリカの角、紛争が悪化の一途を辿るシリア及びその周辺国などにおいて、救援物資の配布や水・衛生、帰還支援などの事業を行っています。なお、ジャパン・プラットフォームが設立された2000年度から2012年度までに、政府資金として約209億円が拠出されています。（具体的な活動例は11ページをご覧ください。）



グアテマラ地震被災者支援
プラン・ジャパン/JPF [グアテマラ]



詳しい情報はジャパン・プラットフォームのホームページをご覧ください。

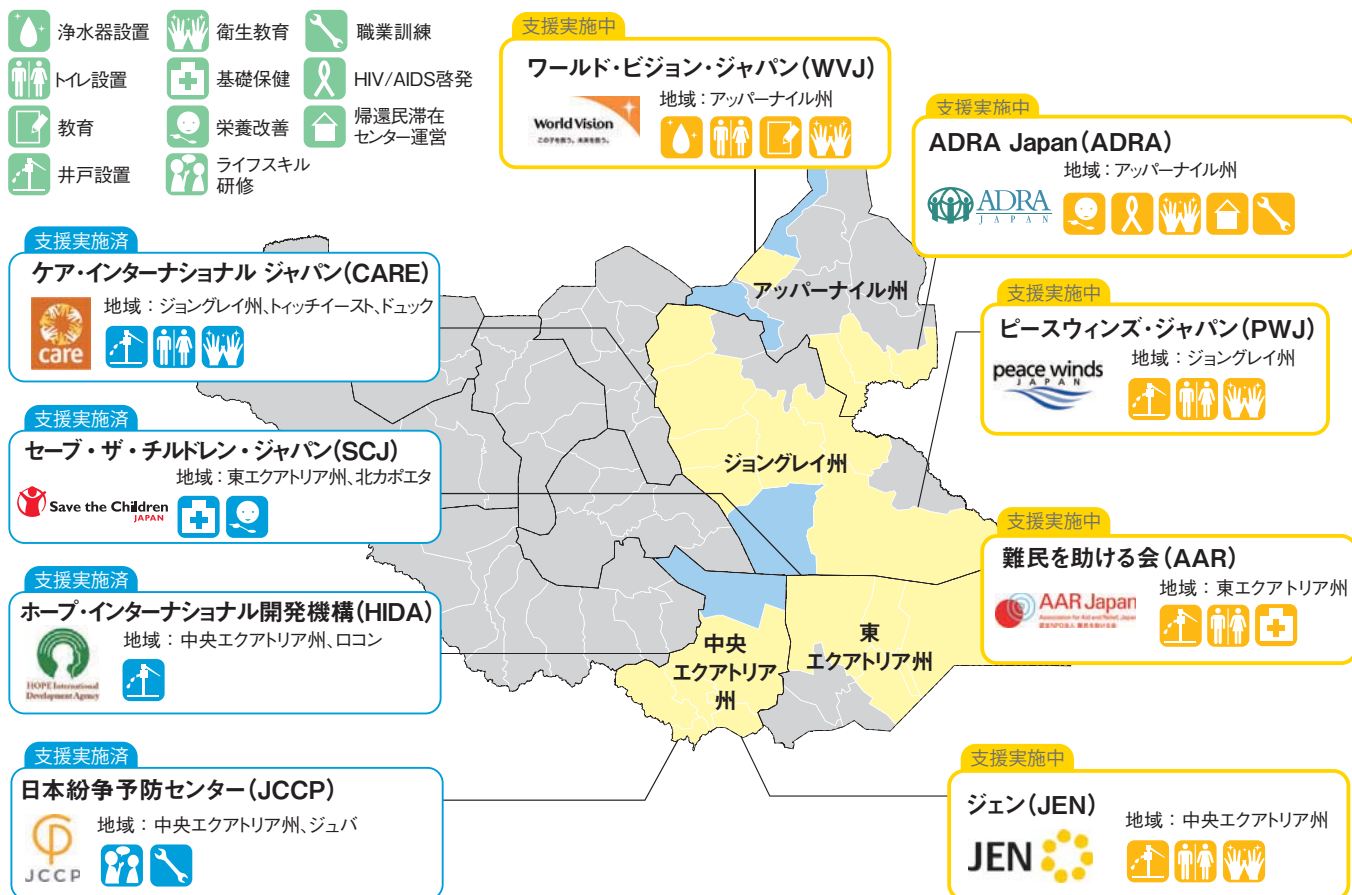
ジャパン・プラットフォーム



▶ <http://www.japanplatform.org/>



事業紹介 | 南スーダン人道支援



[展開図: J P F 提供]

memo

■ 平和の定着に向けて～2006 年からの取り組み～

20 数年におよび内戦を経て、アフリカ 54 番目の新国家として 2011 年 7 月に独立した南スーダン共和国（以下、南スーダン）は、“世界で最も新しい国”です。その一方で、世界最貧国のひとつであり、国際社会の支援の下、戦火で荒廃した生活基盤を整備し、人々の生活を再建する“国づくり”が進められています。

NGO・日本政府・経済界が対等なパートナーシップの下で協働する国際人道支援組織「特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム」（JPF）は、2005 年の包括的和平合意（CPA）締結に基づき、南部スーダン自治政府による暫定統治（6 年間）が始まった翌 2006 年 8 月に「スーダン南部人道支援」事業（第 1～5 期）をスタートしました。南部の帰属を問う 2011 年 1 月の住民投票、同年 7 月の正式独立を経た 2012 年 4 月以降は、「南スーダン人道支援」として活動を継続しています。JPF は加盟する NGO の活動を助成・調整するネットワーク組織として機能し、これまでに加盟 9 団体が現地で活動してきました。

その目的は、スーダンをはじめ周辺国からの帰還民および帰還先コミュニティに対する支援を通じて、ようやく訪れた平和を定着させ、人々が安定的な生活を取り戻す後押しをすることです。各 NGO は、首都ジュバから離れた地方を活動地域として、水・衛生、基礎保健、教育などの分野を支援するとともに、緊急事態への対応、コミュニティの能力強化を図っています。同国政府は、国際社会からの協力を必要としており、NGO の果たすべき役割は大きく、人々から多大な期待と信頼が寄せられています。

JPF は主に政府支援金を財源として、各団体の活動に助成しており、2006 年～2013 年 7 月までのこのプロジェクトのための支援総額は約 36 億円に上ります。さらに JPF 事務局は、現地政府や他の援助機関との関係強化、安全対策および NGO 間の連携推進、現地情勢や支援動向の調査、情報の発信などを担い、各 NGO の活動をサポートしています。



住民への聞き取り調査を行う JPF 職員

2 NGOに対する資金協力

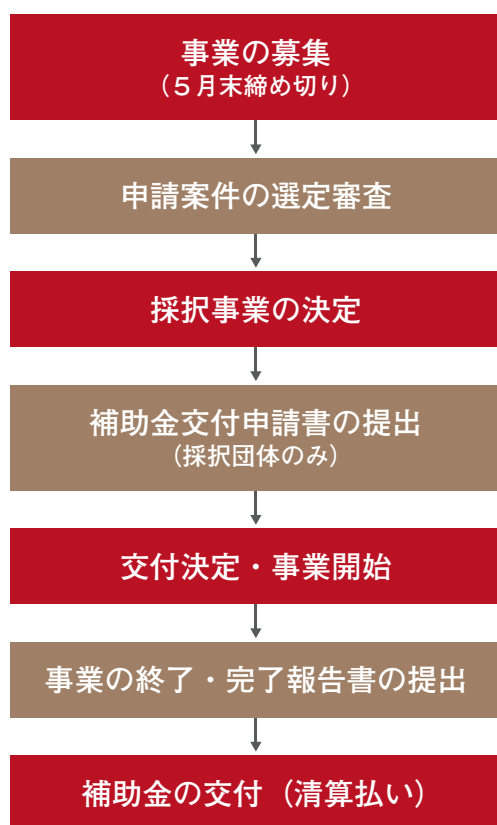
3 NGO事業補助金

日本のNGOを対象に、経済社会開発事業に関連し、事業の形成、事業後の評価及び国内外における研修会や講習会等を実施するNGOに対し、総事業費の2分の1かつ200万円を上限に、精算払いにより補助金を交付します。



ワークショップでコーヒー袋を制作する研修生
リボン・京都 [ルワンダ]

！ 申請から事業終了までの流れ (2013年度(平成25年度)の例)



memo

■NGO事業補助金の活用例

(特活) リボン・京都は、1994年の大虐殺(ジェノサイド)で多くの犠牲者を出し、当時政治・経済両面で壊滅的な打撃を受けたルワンダにおけるプロジェクトの形成を行いました。ルワンダは現在でも貧困率が40%を超え、現地住民の生計向上などが喫緊の課題であるため、団体の専門性が活用できる洋裁技術訓練プロジェクトを形成するための事前調査として、団体担当者が現地に出向き、職業訓練校や同校を管轄する労働開発局などと協議を行い、プロジェクト内容について確認・調整を行いました。

(特活) ピープルズ・ホープ・ジャパンは、HIVの罹患率の高いタイ王国チェンマイ県において、自己資金によるHIV/AIDS予防教育事業を実施してきましたが、本補助金によって、これまでの事業成果を確認するとともに、HIV/AIDS感染者の低年齢化に対応するため、これまで事業対象としていた大学生ではなく高等専門学校生を対象としたプロジェクトを形成することとなりました。これまでの事業対象者であった大学生からのインタビュー、書面調査を行うとともに、今後の新たな事業形成に必要なデータ収集を行いました。

本補助金で支援可能な事業は多岐にわたりますが、このようにプロジェクト調査事業は、NGOの新規事業形成に大きな役割を果たしています。上記の2案件いずれも、本補助金を活用した調査結果に基づき日本NGO連携無償資金協力案件として申請され、いずれも成立することとなりました。

web

【NGO事業補助金】詳しくはこちらへ。

▶ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/hojyokin.html

4 JICA 草の根技術協力

独立行政法人 国際協力機構（JICA）では、日本のNGO、大学、地方自治体、公益法人、一般社団／財団法人などの団体と共同で、開発途上国（対象国は80か国以上）の地域住民の生活を向上させるために直接役立つ事業を実施するため、草の根技術協力事業を行っています。



乳幼児の健康診断の支援を行う団体所属看護師
（特活）シェア／カンボジア

草の根技術協力事業には3つの事業形態があります。

地方自治体

地域提案型

地方自治体からの事業提案により、日本の地域社会が持つノウハウ、経験を活かしながら、開発途上国での技術指導や現地からの研修員受入れを通して開発途上国の人々や地域の発展に貢献する協力活動を支援するものです。

- ・ 随時相談受付
- ・ 選考年1回
- ・ 事業期間3年以内
- ・ 総額3,000万円以内

国際協力の経験が少ない
NGO等非営利団体、大学、公益法人、
一般社団／財団法人

草の根協力支援型

国内で活動実績はあるものの、開発途上国での事業の実績が少ない日本のNGO、大学、公益法人などの団体が、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて実施したいと考える国際協力の活動を、JICAが共同で実施するものです。

- ・ 随時相談受付
- ・ 選考年2回
- ・ 事業期間3年以内
- ・ 総額2,500万円以内

国際協力の経験が豊富な
NGO等非営利団体、大学、公益法人、
一般社団／財団法人、
民間企業（非営利活動）

草の根パートナー型

途上国支援の実績を一定程度有しているNGO等が、その活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて提案する途上国への国際協力活動をJICAが共同で実施するものです。

- ・ 随時相談受付
- ・ 選考年2回
- ・ 事業期間5年以内
- ・ 総額1億円以内

JICA 国内の問い合わせ先

- JICA 地球ひろば | TEL : 03-3269-2911
〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町 10-5
- JICA 札幌 | TEL : 011-866-8333
〒003-0026 北海道札幌市白石区本通 16- 南 4-25
- JICA 帯広 | TEL : 0155-35-1210
〒080-2470 北海道帯広市西 20 条南 6-1-2
- JICA 東北 | TEL : 022-223-5151
〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1
仙台第一生命タワービル
- JICA 二本松 | TEL : 0243-24-3200
〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂 4-2
- JICA 筑波 | TEL : 0298-38-1111
〒305-0074 茨城県つくば市高野台 3-6
- JICA 横浜 | TEL : 045-663-3251
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 2-3- 1
- JICA 駒ヶ根 | TEL : 0265-82-6151
〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂 15
- JICA 中部 | TEL : 052-553-0220
〒453-0872 愛知県名古屋市中区平池町 4-60-7
- JICA 北陸 | TEL : 076-233-5931
〒920-0031 石川県金沢市本町 1-5-2
- JICA 関西 | TEL : 078-261-0341
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
- JICA 中国 | TEL : 0824-21-6300
〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3-3-1
- JICA 四国 | TEL : 087-821-8824
〒760-0050 香川県高松市番町 1-1-5
ニッセイ高松ビル 7 階
- JICA 九州 | TEL : 093-671-63112-2-1
〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野
- JICA 沖縄 | TEL : 098-876-6000
〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1



小学校で団体所属歯科医師とともに歯磨き指導を行う現地保健省歯科セラピスト

南太平洋医療隊 / トンガ

5 その他 | NGO に役立つ協力

草の根・人間の安全保障無償資金協力【外務省】

開発途上国において草の根レベルの開発プロジェクトを実施する、現地NGO、国際NGO、現地の地方公共団体、医療機関、教育機関などの非営利団体が協力対象で、1件あたりの供与額は原則として1,000万円以下です。申請窓口は在外公館です。

地球環境基金助成金【地球環境基金】

地球環境保全に向けた国民的運動の展開を目的として、NGO・NPO保全活動への資金の助成を行うものです。助成金は活動規模に応じて異なりますが、概ね400万円を目安としています。(詳細は、独立行政法人 環境再生保全機構地球環境基金部(TEL 044-520-9505)のホームページ <http://www.erca.go.jp/jfge/index.html> をご覧下さい。)

林業 NGO 等活動支援事業

国際緑化に関わるNGO等が森林保全に関する国際会議やワークショップ等への参加にかかる経費、発展途上国で新たに森林造成等のプロジェクトを形成するための調査経費、森林造成等のプロジェクトの相手カウンターパートを受け入れて日本国内で行う研修にかかる経費の一部を支援します。(詳細は、(公財) 国際緑化推進センターのホームページ <http://www.jifpro.or.jp> をご覧下さい。)

(一財) 日本国際協力システム (JICS)

毎年、日本の比較的小規模のNGO10団体程度に対して資金を提供し、その活動を支援しています。(詳細は、同法人のホームページ <http://www.jics.or.jp/jigyoku/ngo/index.html> をご覧下さい。)

3 NGOに対する活動環境整備支援事業

外務省は、政府開発援助（ODA）資金を活用して、日本のNGOの更なる能力強化のための様々な事業を行っています。

※事業の詳細は、事前に外務省のODAホームページ等に掲載しています。また、各活動の成果についても外務省のODAホームページをご覧ください。その他、JICAにおいても、開発援助実務者を対象として種々の研修等を行っています。

1 NGO相談員制度

国際協力分野で経験と実績を有する日本のNGOの職員が外務省の委嘱により「NGO相談員」となり、NGOの国際協力活動、NGOの設立、組織の管理・運営といった、NGO及び国際協力に関する市民やNGO関係者からの様々な質問・照会に答えます。また、他の機関からの依頼や、相談員自身の企画による出張サービスを行い、国際協力の授業やセミナーを行います。

【応募資格】

国際協力活動を主業務とし、専門知識・経験を持つ団体であり、契約期間中、継続して相談業務が行える経験豊かな職員を相談員に指名できるNGOであること。（個人での応募は不可。）

【委嘱期間】

相談員委嘱契約締結日～当該年度3月末日

【委嘱費】

契約に基づき、業務に対して一定額の謝礼が支払われます。

NGO相談員 **こぼれ話**

建築会社の専務さんより相談をいただきました。内容は、カンボジアに学校を建てようと、得意先や社員さんから募金と呼びかけたところ、募金額が100万円を超えたため、具体的な行動を計画したいとのことでした。事務所での2回の面談で、ご本人が興味のある教育支援について現地調査・視察を行うこととなり、当団体がアテンドすることにしました。日程は3泊4日、ご本人にとって初めての海外行きだったため、事前に注意点・基本情報をお知らせいたしました。

現地では、当団体の現地駐在員が当団体の事務所があるスバイリエン州までお連れし、村々を回り農村の人々の暮らしや貧困の現状、状況改善のために取り組むNGOの支援事業等についてご案内しました。また、当団体のユースが協力している小学校を訪問し、副校長先生と意見交換もしました。視察の後には、「校舎の補修や学用品の提供も考えていたが、物だけ提供しても効果がない場合もあることを理解した、貧困解決のため予算内で何ができるか再考したい」と話していました。今後の成り行きが大変楽しみです。

【特定非営利活動法人IVY／2013年度相談員】

2013年度 NGO 相談員リスト

■一般財団法人	北海道国際交流センター
0138-22-0770	http://www.hif.or.jp/
■特定非営利活動法人	IVY（アイビー）
023-634-9830	http://www.ivyivy.org/
■特定非営利活動法人	国際協力 NGO センター
03-5292-2911	http://www.janic.org/
■特定非営利活動法人	難民を助ける会
03-5423-4511	http://www.aarjapan.gr.jp/
■特定非営利活動法人	日本国際ボランティアセンター
03-3834-2388	http://www.ngo-jvc.net/
■特定非営利活動法人	ピースウィンドズ・ジャパン
03-5213-4070	http://peace-winds.org/
■特定非営利活動法人	横浜 NGO 連絡会
045-662-6350	http://www.ynn-ngo.org/
■特定非営利活動法人	アジア日本相互交流センター・ICAN
052-253-7299	http://www.ican.or.jp/
■特定非営利活動法人	名古屋 NGO センター
052-228-8109	http://www.nangoc.org/
■特定非営利活動法人	ソムニード
0577-33-7647	http://somneed.org/
■特定非営利活動法人	関西 NGO 協議会
06-6377-5144	http://www.kansaingo.net/
■公益財団法人	PHD 協会
078-351-4892	http://www.phd-kobe.org/
■特定非営利活動法人	関西国際交流団体協議会
06-6944-0407	http://www.interpeople.or.jp/
■特定非営利活動法人	AMDA 社会開発機構
086-232-8816	http://www.amda-minds.org/
■特定非営利活動法人	えひめグローバルネットワーク
089-993-6271	http://www.egn.or.jp/
■特定非営利活動法人	NGO 福岡ネットワーク
092-405-9870	http://funn.nngo.jp/
■特定非営利活動法人	沖縄 NGO センター
098-892-4758	http://www.oki-ngo.org/

2012年度は、北海道から沖縄まで、計17団体において34名の正・副相談員がおかれ、合計13,000件弱の相談に応じました。また、主催団体の依頼などに応じ、出張サービスを合計約120件実施し、国際協力イベント、各種催しや教育機関などに出向き、学生、市民等に対し、国際協力に関するセミナー等を実施しました。

2 NGO インターン・プログラム

国際協力に対する関心の高まりを背景に、市民による国際協力の担い手であるNGOへの就職を希望する若い人材が増える一方、多くの日本のNGOは、財源や人手不足から、若手人材を育成する余裕がない状況にあります。本プログラムは、国際協力分野に関心のある若手人材の受入れと育成を、日本の国際協力NGOに委託することにより、NGO活動に携わる人材の門戸を広げ、人材の拡充を通じてNGOによる国際協力の拡大・重層化を図ることを目的としています。

【事業内容】 外務省が国際協力に従事する日本のNGOに対し、若手人材を一定期間受け入れ、実務を通じて育成する業務を委託します。インターン受け入れ団体に対し、外務省から運営事務局を通じて、経費を支給します。

【選考方法】 募集は外務省及び運営事務局ホームページにて行います。育成期間は覚書締結日～当該年度3月末日です。



【NGO インターン・プログラム】

▶ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/intern_p.html

3 NGO 海外スタディ・プログラム

日本の国際協力NGOの中堅職員を対象として、1か月～最長6か月程度、海外での実務研修を行うプログラムです。「実務研修型」及び「研修受講型」の2形態で実施するもので、研修員の所属NGOのニーズに基づき、主体的に研修計画を策定することが可能な点が特徴です。研修員や所属NGOには、帰国後、研修成果を所属NGOの活動に活かし、還元していただくことが求められます。

【事業内容】 公募によって選ばれた中堅職員は、研修計画に沿って、研修を受けます。外務省から運営事務局を通じて、経費を支給します。

【実務研修型】 開発事業や政策提言等において実績を有する海外NGOや国際機関において活動現場での実務を通し能力強化を図るもの。

【研修受講型】 海外の研修機関が提供するプログラムの受講を通し能力強化を図るもの。

【選考方法】 募集は外務省及び運営事務局ホームページにて行います。

【研究テーマ例】

事業形成・実施・運営能力向上、資金・財政基盤強化（資金調達の拡大、的確な配分のための方法や仕組み作り等）、情報・広報戦略（NGOの社会的な理解促進、支援者や受益者に適切な情報を伝えるための手法等）、組織運営能力の向上（組織運営体制作り、リーダーシップ、人員評価、チームビルディング、スタッフ能力強化等）、政策提言等



【NGO 海外スタディ・プログラム】

▶ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/study_p.html

3 NGOに対する活動環境整備支援事業

4 NGO研究会

開発途上国に対する支援の重点分野や共通の課題等を対象として、NGOが自らの事業実施能力、専門性の向上を目指して行う研究会活動を外務省が委嘱します。業務実施を委嘱されたNGOが適宜他のNGOの協力を得ながら、調査、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することにより、NGO自身の組織及び能力強化を図ります。

2013年度は、日本のNGOの共通の関心事項、援助実務者が認識すべき国際的潮流を視野に入れたテーマとして、「ジェンダーとNGO」、「ポストMDGsと国際協力NGO」、「企業・個人の視点からみたNGO連携についての意識調査」、「国際協力活動における地方のNGOの能力強化」の4つのテーマに関する研究会を実施しています。活動の報告書、成果物はODAホームページに掲載されています。

memo

NGO研究会のテーマは、毎年NGOから広く募り、それをもとに民間援助連携室において意見を出し合い、数テーマに絞ります。テーマ選定には色々な要素が入ってきますが、時宜にかなうテーマであること、研究会で行われるセミナーやシンポジウム、また成果物である報告書を通じ、日本のNGOの活動に資することなども考慮に入れます。

一旦テーマが決まると、それぞれのテーマで研究会を実施したいNGOを公募し、企画書の提出をお願いいたします。その企画書について外務省内で厳正なる審査を行い、実施団体が決まります。

各団体は企画書に沿って研究会を実施していきますが、例えば東京の団体ですと、他の地域のNGOに協力を仰ぎ、合同で地方におけるセミナーを開催したり、また、諸外国から専門家を招き、新しい潮流について学んだり、研究会の活動は多岐にわたります。それらの数々の活動の集大成として、年度末に報告書を提出いただきます。報告書は外務省のホームページで読むことが可能ですが、中には多くのNGOや一般市民の方々から直接民間援助連携室に照会のある報告書もあり、NGO研究会は、実施団体だけでなく、広く社会に還元されるものとなっています。

5 JICAによる支援事業

【組織力アップ！NGO人材育成研修】

団体の安定した活動基盤を築くための手法について学び、組織マネジメント上の課題解決に向けた参加者及び参加団体の取組みを通じ、団体の組織強化を支援します。

【国際協力担当者のためのPCMを活用したプロジェクト運営基礎セミナー】

開発プロジェクトの計画・立案、モニタリング・評価のためのPCM手法を学び、より効果的な事業の実施運営を支援します。

【NGO活動強化のための海外アドバイザー派遣】

NGOの海外事業マネジメントの向上のためにアドバイザーを海外の活動現場に派遣し、スタッフの人材育成を通じた海外活動の強化をサポートするための制度です。

【NGO組織強化のための国内アドバイザー派遣】

経理・会計や広報・支援者拡大など、NGOの組織基盤整備に専門的な知見を有するアドバイザーをNGOの日本国内の事務所に派遣し、スタッフの人材育成を通じた組織強化をサポートするための制度です。

4 NGOとの対話

NGOとの連携強化や対話の促進を目的にNGOと外務省の間で定期的に協議・意見交換会を実施しています。なお、JICAもNGOとの協議の機会を設けています。

1 NGO・外務省定期協議会

NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的として、ODAに関する情報提供やNGOとの連携の改善策等に関して定期的に意見交換する場として1996年度に設けられました。現在では、年1回の全体会議に加え、「ODA政策協議会」と「連携推進委員会」の2つの小委員会が設置されています。双方の小委員会とも原則として年3回開催され、「ODA政策協議会」ではODA政策全般に関する意見交換、「連携推進委員会」ではNGO支援・連携策に関する意見交換が行われています。



2 NGO・在外ODA協議会

日本のNGOが多く活動している主要被援助国において、ODAに携わる大使館関係者、JICA、及びNGO関係者により、ODAの効果的かつ効率的な実施を目的として定期的に意見交換会（通称「ODA・NGO協議会」）が行われています。2002年度より実施され、2013年8月現在、在スリランカ大使館、在ネパール大使館、在ケニア大使館等34か国の在外公館で実施されています。

3 NGO-JICA協議会

NGOとJICAが対等なパートナーシップに基づき、双方の連携による効果的な国際協力や市民の理解、参加を促進するために、年4回、意見交換が行われています。

4 その他の連携

GII/IDIに関する外務省とNGOとの懇談会

1994年、我が国は途上国の人口・エイズ問題の支援を実施する目的で「人口・エイズに関する地球規模問題イニシアティブ（GII）」を発表し、主要ドナー国や国際機関との協調に加え、NGOとの連携をその基本方針としました。これを受けて、外務省とNGOは「GIIに関する外務省／NGO定期懇談会」と題した懇談会を設け、隔月に開かれる会合等を通じて途上国への効果的な援助・協力の方策についての意見交換を始めました。

その後、2000年のG8九州・沖縄サミットの機会に「沖縄感染症対策イニシアティブ（IDI）」を発表したことを受けて、「GII／IDIに関する外務省／NGO定期懇談会」と改称し、2013年5月には第110回目の会合が開催されました。

人口・エイズを含む保健分野の支援においては、現地に根差した草の根レベルでの活動を行うNGOの役割が重要です。なお、現在は、人口・エイズにとどまらず、広く保健分野での支援について協議を行っています。

広報分野の連携

外務省は、これまでも、東京で開催される「グローバルフェスタ JAPAN」の共同開催や、大阪で開催される「ワン・ワールド・フェスティバル」への協力、MDGs促進キャンペーン等でNGOと連携しながら国際協力のPRをしています。

ODA評価への参画

外務省は、主に政策レベルのODA評価について客観性を高める観点から第三者評価を実施しています。これまでもNGOと合同の評価を実施するなど、NGOの視点を取り入れる試みを行っています。

国際会議への参加

国際会議への参加にあたり、NGOを含む市民社会の代表者が政府代表団に加わるなど、政府とNGOは協力・連携して対応しています。

教育分野におけるNGO等との協議会

広く教育開発関連の情報・意見交換を行う場として、外務省は2008年から「国際教育協力連絡協議会」を開催しています。教育協力に関わるNGO、関係省庁、援助実施機関、有識者、民間企業等と定期的に協議を行っています。

日本 NGO 連携無償資金協力

活動紹介

アジア

- 1 ベトナム | (特活) Seed to Table
- 2 ミャンマー | (特活) AMDA 社会開発機構
- 3 フィリピン | (特活) アジア日本相互交流センター
- 4 ラオス | (特活) アジアの障害者活動を支援する会
- 5 東ティモール | (特活) シェア＝国際保健協力市民の会
- 6 パキスタン | (特活) 国境なき子どもたち

アフリカ

- 7 ケニア | (特活) 道普請人
- 8 マラウイ | (公社) 青年海外協力協会

中東

- 9 イラク | (公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
- 10 パレスチナ自治区 | (特活) パレスチナ子どものキャンペーン
- 11 アフガニスタン | (特活) ピースウィンズ・ジャパン
| (特活) 難民を助ける会
| (一社) シビルソフィア
| (特活) 日本国際ボランティアセンター

- 中南米 | 12 ハイチ | (特活) ジェン

1

ベトナム (特活) Seed to Table

■持続的農業の実践による貧困世帯の生計改善事業

■活動の背景と目的

事業対象地域では小規模農家がエビ養殖に失敗したり、病気等の理由で土地を手放し、日雇い労働で生計を立てる例が増えています。また、気候変動の影響による塩害やエビ養殖による水源の汚染が問題になっています。貧困世帯の暮らしを改善するためには自宅周辺の土地や在来の動植物を活用した環境保全型の持続的農業を実践し、リスクと生産コストを軽減しながら食料を確保し、現金収入を得ていく必要があります。

■活動内容

カウンターパートである農漁業普及センター職員と行政村の代表からなる「村づくり委員会」と共にキックオフ会合、アヒル銀行の運営、持続的農業技術研修、経験交流会、評価会合、モニタリングを実施しています。

■活動の成果

アヒルの肥育技術研修に参加した世帯のうち、69%が研修内容を理解し、その内86%が実践し、32%の世帯の現金収入が増加しました。アヒル肥育に参加した469世帯のうち、一番成功した世帯は帳簿をつけており、アヒル銀行よりアヒルのヒナを借りた後、9か月の間に6回、ヒナを肥育・販売し、1回あたり6千円～1万円の利益を得ていました。



アヒル農法に取り組む村人

2

ミャンマー (特活) AMDA 社会開発機構

■シャン州コーカン自治地域における母子保健改善事業

■活動の背景と目的

コーカン自治地域は、中国雲南省と国境を接するシャン州に位置する少数民族居住地域です。2004年から当法人は同地域における貧困軽減と健康増進を目的に活動を行ってきました。2010年7月から日本NGO連携無償資金協力を通じて、乳幼児や授乳期の母親、妊婦の健康改善を目的とした母子保健改善事業を実施しています。

■活動内容

母親グループの形成と、彼女らを活動主体とした健康教育、栄養補助食(世界食糧計画:WFPとの連携)および微量栄養補助剤の配給、子どもの成長測定と管理、そして栄養不良児の家庭訪問などを行っています。また、公的保健医療サービスへのアクセス向上を目指し、母親たちと公的保健医療スタッフとの関係構築を支援しました。



受益者のチャン・シー・トゥンさん(右上)一家

私はチャン・シー・トゥン、27歳です。17歳の時に結婚しました。AMDA社会開発機構が私の村で活動始める前に2人の子どもを出産しましたが、どちらも生後1カ月以内にこの世を去りました。プロジェクトが始まり、妊娠・出産・育児に関する保健教育や妊産婦健診など、様々なサービスを受けられるようになりました。現在、私には4人の子どもがいます。保健所で予防接種を受け、栄養にも気をつけ、元気に成長しています。今、私はとても幸せです。日本の皆さん、本当にありがとう！

3

フィリピン

(特活) アジア日本相互交流センター

■ミンダナオ島紛争地ピキットにおける教育を通じた平和構築事業

■活動の背景と目的

フィリピン南部の島、ミンダナオ島では、政府軍と独立・自治を求めるグループとの間で、40年以上武力衝突が続いており、過去20年間で12万人が殺害され、200万人が土地を追われました。当地では、子どものケンカや隣近所での家畜を巡る口論でさえも、大きな氏族同士の武力衝突にまで発展することもよくあります。

■活動内容

ミンダナオの紛争地において、1)校舎の建設と、2)教師や子どもたち、村人たちへの平和研修を通じて、平和教育に積極的なモデル校「平和の学校 (School of Peace)」をつくり、草の根レベルの平和を普及させています。

■活動の成果

現在実施中のフェーズ2が終了すると、ミンダナオ島の紛争多発3地域の1つであるピキット町において、計8つの「平和の学校」が完成することになります。これまでに地域内の争いは減少しており、平和に向けて前進しています。



「平和の学校」の生徒たち

4

ラオス

(特活) アジアの障害者活動を支援する会

■ラオス障害者就労支援事業

■活動の背景と目的

ラオスでは障害者が社会参加するには、未だ多くの困難があります。障害者向けの職業訓練施設はあるものの、訓練後のフォローアップがなく、ビジネスの知識がない障害者の経済的自立は非常に難しい状況です。本事業では、障害者に対しOJTによる職業訓練及び職業訓練指導員養成を通じ、障害者の社会的・経済的自立を促進し、ビジネスの知識を習得した障害者が就労できるよう支援を行います。

■活動内容

研修生を募り、OJT方式の仮想就労の場であるビエンチャン就労支援センターにおいて、専門家の指導の下、年間約35名程の障害者へ職業訓練（車椅子・福祉機器製造・修理・販売研修、美容研修、ベーカリー研修、IT印刷研修）を行っています。

■活動の成果

研修生は実際に顧客と関わりながら就労経験ができ、仮想店舗で美容や車椅子修理等の職業訓練を行い、ベーカリーや車椅子販売も行っています。2012年1月には研修修了生がビエンチャン市内で車椅子修理、携帯、テレビ修理店を開店し順調にビジネスを展開しています。更にクッキーの製作・販売を担う指導員がラオス人障害者の中から育成され、質の高いクッキーが地元で大評判となり地元大手企業から大口の注文があるなど、障害者就労の意義と理解が広くラオス社会に浸透しつつあります。



美容研修の様子

5

東ティモール

(特活)シェア＝国際保健協力市民の会

■エルメラ県、ディリ県の初等教育課程における保健教育推進プロジェクト

■活動の背景と目的

東ティモールでは独立後約10年が経った今なお、肺炎や下痢などの予防可能な感染症が子どもの死因の上位を占めています。児童の健康改善のために、2007年から公的な学校保健プログラムが導入されましたが、人材不足や教育制度構築の遅れなどから、先行事業の対象地（エルメラ県）のみが全国13県で唯一の実施県でした。今後は学校保健プログラムが定着し、全国へ波及することを目指しています。

■活動内容

国や県の保健・教育行政と連携し、学校保健活動を担う人材の育成やプログラムの実施能力強化に取り組んでいます。トレーナーの養成、学校長、教師への継続的な研修の実施や、児童保健グループ主体の保健活動を行っています。

■活動の成果

トレーナーを新たに44名養成し、教師対象の研修や学校へのモニタリングが始まりました。また校庭に、教師や児童グループによってごみ処理所や手作りの手洗い場を設置するなどの活動が広がっています。



事業開始後、給食の前に手洗いをするようになった子供たち

6

パキスタン

(特活) 国境なき子どもたち

■マンセラ郡における教育環境整備・向上を通じた学校教育強化事業

■活動の背景と目的

2005年の大地震によりマンセラ郡では計1,947校の学校が倒壊し、厳しい気候の山岳地帯で多くの子どもが今も簡易テントで学習しています。教育環境を整え、学校活動を強化することで、子どもたちに基礎教育を受ける機会を提供し、地域の意識向上を目指します。

■活動内容

2014年3月までに耐震性のある学校校舎計26校を再建します。学校機材や衛生施設も整備し、再建後は郡政府が管理・運営を継続します。同時に教師やPTAに対して「子どもの権利」や「効果的な教授法」などの研修を実施し、生徒会には組織強化のためのワークショップも行っています。さらに教育の課題や経験を共有できるニュースレターを年4回発行し、地域関係者に配布しています。

■活動の成果

女子小学校では生徒数が約2倍増加する学校も見られました。本活動により、就学率の向上のみならず、教育の質の改善や地域社会の活性化などの成果が表れています。



女子小学校の教室で学ぶ子どもたち

■農民組織の持続的な活性化に向けた「土のう工法」を用いた農道整備事業

■活動の背景と目的

雨期になると道がぬかるみ、農作物の運搬や、診療所、学校へのアクセスができないなど、住民の生活に深刻な支障をきたします。住民自らこの問題に取り組み、自分達で解決してもらうことが目的です。

■活動内容

現地で手に入る材料を使い、「土のう」を未舗装道路に敷き、人力で締め固める「土のう工法」を使って、現地の若者や農民グループに対して道直しのトレーニングを行っています。

■活動の成果

これまで約1,500人に対して「土のう工法」のトレーニングを行い、道路補修距離は、4 km 以上になりました（2013年7月現在）。ケニア政府からも、「土のう工法」が正式な道路補修工法として認可され、トレーニングを受けた2つの若者グループが公式に登録され、道路補修事業を請け負えるようになりました。バリンゴカウンティでは、新たに30の若者グループに対するトレーニングが決定されるなど、“Do-nou” はケニア社会に確実に浸透しつつあります。



住民自ら道づくりに貢献

■ムジンバ県における地域活性化に向けた農民自立支援プロジェクト

■活動の背景と目的

既存農業リソースの有効活用、適正農業技術の紹介、グループ活動の推進を通じ、農民自身が課題に取り組み、収入向上と安定化、生活改善や地域活動強化を図る事業です。

■活動内容

農民のグループ化を図り、伝達農家を中心とした自立発展のための研修システムの定着に取り組みました。「農民からの要望」をもとに研修を実施し、事業進展と共に、農業技術中心から作付計画や販売等の内容へ移行しました。最終的には、農業技術研修の80%以上は農民自身によって実施されるようになり、新規換金作物のニンニク導入を含む作付けの多様化や、ヤギ受け渡しプログラムの実施による農業の多角化を図りました。

■活動の成果

技術習得や小さな成功体験の積み重ねを経て、何事にも消極的で依存心が高かった農民に、将来への希望や自信が生まれました。農民らによる委員会活動の結果、共同販売や情報共有も活発化しました。対象地域内外で総生産量が20トンにも及んだニンニクは、主要現金収入源となり、現在はこれに続く換金作物への挑戦も考えています。



家畜執行委員会が主導して運営するヤギ受け渡しプログラム

9 イラク | (公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

■イラク南部バスラ県におけるコミュニティ参画型学校修復・運営改善事業

■活動の背景と目的

イラクでは長年に亘る紛争と戦時経済に伴う社会投資の減少により、教育施設の整備が十分でなく、子どもたちは劣悪な環境で学習せざるを得ません。小学校が極端に不足しており、2つの学校が1つの校舎を異なる時間帯に使用することも多く、教室やトイレ等の付属施設は老朽化し、机や椅子などの基本的な備品が不足しています。

■活動内容

本事業では子どもの学習環境を改善すると同時に、学校の維持や改善を政府のみに頼るのではなく、地域住民や親、子どもたち、様々な関係者が学校の運営・改善活動に参加し、協働できるような仕組みづくりを行っています。

■活動の成果

関係者の学校改善活動への参加に対する意識が向上していることが確認されています。事業最終年にあたる本年度は、支援校が持続的に学校改善活動に取り組んでいけるよう、また、支援校や教育局が学校改善活動の良い事例をより多くの学校に広げ、より多くの子どもたちの学習環境が改善されるよう支援しています。



子どもたちや学校関係者が
清掃活動に取り組む様子

10 パレスチナ自治区 | (特活) パレスチナ子どものキャンペーン

■ガザ地区農業セクターの復興と強化、人材育成と環境保全型農業の普及

■活動の背景と目的

紛争や封鎖により人口の8割が援助物資に頼るガザには、農地破壊、塩害、水不足、農薬や肥料の不適正使用、行政の機能不全、封鎖による資機材の搬入制限、病害虫などの問題があります。当事業では農業強化と環境保全型農業技術の普及を目的とし、食料自給率の向上、環境保全と緑化促進を目指しています。

■活動内容

実習経験の乏しい農学部卒業生に10か月、篤農家には3か月の研修を実施しました。「接木」技術を本格的に導入して苗を生産・配布し、節水式灌漑普及のため簡易式土壌水分計を農家に配布・指導しました。また濾過装置を設置し、台所や風呂の排水を果樹栽培に再利用し、資源保全と農家の支出減に繋がりました。これらの活動のため、日本からの専門家派遣、現地スタッフの日本派遣を行いました。

■活動の成果

事業終了時には、研修により、60人以上が農業専門家として就労、篤農家150人以上にも技術が広がることが期待されます。また、野菜650万株（耕地面積の1.5%分）、樹木6万株（同じく5.5%分）が生産・配布され、節水型農業の実施農家100軒以上、家庭排水再利用農家約20軒となることを見込んでいます。更に、展示農場で接木と節水型農業技術を日常的に紹介する予定です。



農場での接木実習

11 アフガニスタン

(特活) ピースウィンズ・ジャパン | (特活) 難民を助ける会

(一社) シビルソフィア | (特活) 日本国際ボランティアセンター

■アフガニスタン市民社会の能力強化事業

■活動の背景と目的

アフガニスタンでは基本的な社会サービスを提供する地方政府の能力が乏しく、様々な制約から国際社会の支援も十分に行き届いていません。この状況下、現地の市民社会組織（CSO）は、政府や国際社会等による支援が困難な地域や社会的弱者へのアクセスが可能であり、現地のニーズに合わせ、地方政府や国際社会に代わって支援を行う潜在性を有しています。しかし、CSOには十分な能力が育っておらず、能力強化が必要となっています。本事業は、アフガニスタンCSOに対する各種研修を通じて実務能力を育て、CSO間の連携を促進することを目的としています。

■活動内容

現地のパートナーと連携して、研修を実施しています。研修科目には、反汚職、平和構築と和解、よい統治と人権、運営実務、紛争下における人権とジェンダーが含まれています。各チームに分かれた講師が全国34県を訪れ現地CSOに研修を実施しています。

■活動の成果

本事業では研修を通じて、CSOや現地政府間のネットワーク化が進められています。今後は、最も支援を必要としている人々に支援が届くよう、これから構築されていくネットワークを用いて現地CSOが自ら事業を計画、立案、実施できるようになることが期待されます。



CSO関係者に対する平和と紛争解決に関する研修

12 ハイチ

(特活) ジェン

■パルム地域における水管理委員会の設立・強化を通じた水衛生環境改善事業

■活動の背景

ハイチでは、以前より劣悪であった水衛生環境が、人口の3分の1にあたる300万人以上が被災した2010年1月の大震災によって更に悪化し、震災で最も大きな被害を受けた西県では、コレラが蔓延し、井戸や給水施設は多くが故障して放置されています。

■活動内容

住民主導で維持管理しやすい、キオスク型給水施設や貯水槽の建設・補修、水道管の接続工事を行なっています。地域住民から水利利用料を徴収し、施設の継続的な維持管理体制を構築するため、水管理委員会を結成し、トレーニングやフォローアップにより組織を強化しています。更に、衛生知識が乏しい住民に対して衛生促進活動を主導するボランティアを募集・トレーニングすることで、地域全体で衛生知識を普及・実践することを促しています。

■活動の成果

給水施設の建設完了とともに、住民選挙で選ばれた水管理委員は水利利用料の徴収を開始しました。毎年雨季には、下水道や排水溝等から汚染された水が川に放流され、その水を利用する住民のコレラ感染が急激に増加しますが、当団体の活動地域では、感染は起きませんでした。これは、衛生促進活動を精力的に行なったボランティアの活躍や、その活動を支えた地域住民の安全な水に対する意識変革の証です。



住民による水管理委員会選挙の様子



1	2	4	5
	3	6	
		7	8
		9	10

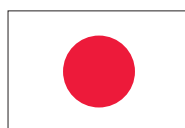
1. AMDA 社会開発機構 [ミャンマー]
2. ジャパン・プラットフォーム [ハイチ]
3. ジャパン・プラットフォーム [南スーダン]
4. 日本救援行動センター /JPF [ケニア]
5. 日本国際民間協力会 / JPF [アフガニスタン]
6. ADRA Japan [パラグアイ]
7. 国境なき子どもたち [パキスタン]
8. 難民を助ける会 /JPF [アフガニスタン]
9. ジェン/JPF [ヨルダン]
10. 難民を助ける会 [タジキスタン]

国際協力と NGO

外務省と日本の NGO のパートナーシップ

発行 | 外務省国際協力局民間援助連携室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
☎03-3580-3311(外務省代表)

このパンフレットは民間援助連携室の業務内容を分かり易く説明し、多角的に展開しているスキームを有効にご利用頂くために作成しました。また日本の NGO の活躍ぶりをより多くの国民の方々に紹介し、その活動への理解を深めて頂けることを期待しています。



From
the People of Japan